

地方における 知財司法アクセスの確保、 知財法務の活性化への課題

平成27年4月3日

弁護士知財ネット九州・沖縄地域会代表
弁護士 田邊 俊

1. 特許訴訟の管轄集中

平成15年4月の民訴法改正により、
**特許訴訟については、
東京・大阪への管轄集中が
規定された。**

 施行から10年以上経過したが、
地方のユーザーはどう感じているのか。

2. 特許訴訟における管轄集中の趣旨

管轄集中の趣旨としては

- ①知財重視の国家的意思表示
- ②知財紛争の早期解決
- ③技術専門性への対応・知財裁判官の育成

3. 特許訴訟の管轄集中の弊害

但し、弊害も顕在化している。

①係争費用の負担

②出廷するのにかかる手間と時間

→ 訴訟を制限する要素となり得る！

☞平成15年10月22日には、日弁連から「権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項に関する意見募集」に対する意見書が提出されました。

③地方における知財弁護士の未成熟

4-1. 知財訴訟弊害の具体例

(具体例)

A社は、福岡市に本社を置くソフト開発会社であるが、最近、B社(本社:福岡市)が、A社のプログラムと類似したソフトを販売するようになった。

A社の損害額は500万円程度に過ぎない。

☞ A社としては、どの裁判所に損害賠償請求、プログラム著作権侵害に基づく差止訴訟を提起すべきか？

4-2. 知財訴訟弊害の具体例

	裁判官の質	弁護士費用	旅費日当
福岡地裁	△	○	◎
大阪地裁	○	×	△
東京地裁	○	×	×

地域格差、訴訟提起の阻害 → 裁判を受ける権利の侵害

4-3. 知財訴訟弊害の具体例

○域内総生産は44兆円(全国の約1割)。自動車、非鉄金属製造業の伸びが大。成長期待産業の集積も進展

- ・九州の国際競争力の高さに着目した主要自動車メーカー2グループの国内主力生産拠点が北部九州に移転。関連部品製造会社も移転している例も。
- ・環境・リサイクル産業、水素・地熱エネルギー産業、ロボット関連産業の立地、先端医療産業等の成長期待産業の集積が進展している。
- ・火山や森林資源が多く、海洋エネルギー、地熱、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの開発ポテンシャルも高く、関連施設の立地が進展している。
- ・九州に本社のある通販会社(キューサイ、再春館製薬など)は、全国のシェア16%を占める。
- ・福岡市は開業率(7.1%)及び起業者に占める若者の割合(25~34歳で12.3%)ともに全国大都市中で1位。



◎九州地方整備局

九州圏内に同一産業が集積 → 圏内における特許紛争の可能性大

4-4. 知財訴訟弊害の具体例②

(具体例)

Aさんは、福岡市に居住する発明家で、医師であったときの経験を活かし、医療器具に使用できる特許を取得した。一方、東京に本社のある医療器具メーカーがその特許の権利範囲にある製品を販売している。ライセンスをもちかけたところ、相手方からは、「権利範囲ではない」という理由でこれを拒否された。

Aさんは、すでに大学病院を退職して年金生活を送っており、資力は十分ではない。

☞ 個人や中小企業が保有する特許権の侵害があった場合に、十分な保護が受けられず、実質的に取得した特許権の行使が困難となり、特許権の経済的意義が失われる。

5. 諸外国における 特許訴訟の管轄集中

フランス	👉 パリのみ
中国	👉 北京、上海、広州(2014年8月～)
米国	👉 全国94の連邦地裁に出訴可能 (但し、控訴審はCAFCに管轄集中)
ドイツ	👉 全国12の地裁に出訴可能

6-1. 地方における知財弁護士の未成熟

弁護士業務: OJTによって深化

知財訴訟の経験値が少ない

→ 予防法務にも影響



結論

地方の中小企業にとって

知財に関するリーガルアクセスが阻害される。

6-2. 地方における知財弁護士の未成熟

(具体例) 弁護士知財ネット九州・沖縄地域会における活動状況

➤平成17年	活動メンバー	0名
➤平成18年	シンポジウム開催	7名
➤平成19年	第1回知財MS	6名
➤平成20年	第2回知財MS	4名
➤平成21年	第3回知財MS	5名
➤平成22年	第4回知財MS	4名
➤平成23年	第5回知財MS	7名
	第1回海外進出支援(上海)	
➤平成24年	第6回知財MS	5名
	第2回海外進出支援(北京)	
➤平成25年	第7回知財MS	7名
	第3回海外進出支援(シンガポール)	
➤平成26年	第8回知財MS	11名
	第4回海外進出支援(ホーチミン)	
	知財支援窓口相談開始(各県)	
	福岡雇用労働相談センター開設	

7-1. 特許訴訟の管轄集中の弊害 に対する解決策（私案）

① 「管轄の新設」

- ☆ 全ての高裁所在地に特許訴訟の
管轄を！
- ☆ 札幌地裁、福岡地裁に管轄を！
（地理的均衡の観点から）
- ☆ 巡回裁判所制度の新設

7-2. 特許訴訟の管轄集中の弊害 に対する解決策（私案）

② 「電子訴訟制度の新設」

★テレビ会議システム導入

Cf. SIAC

★韓国にて導入された電子訴訟制度の
採用

会員登録をすれば、大韓民国法院電子訴訟ホームページにて、訴訟進行状況を第三者でも確認できるシステム（当事者名と事件番号の入力要）。

※自由と正義 64・9号

「韓国の法律事情－韓国の電子訴訟制度を中心として」

8-1. 地方における知財人材育成 及び中小企業の支援

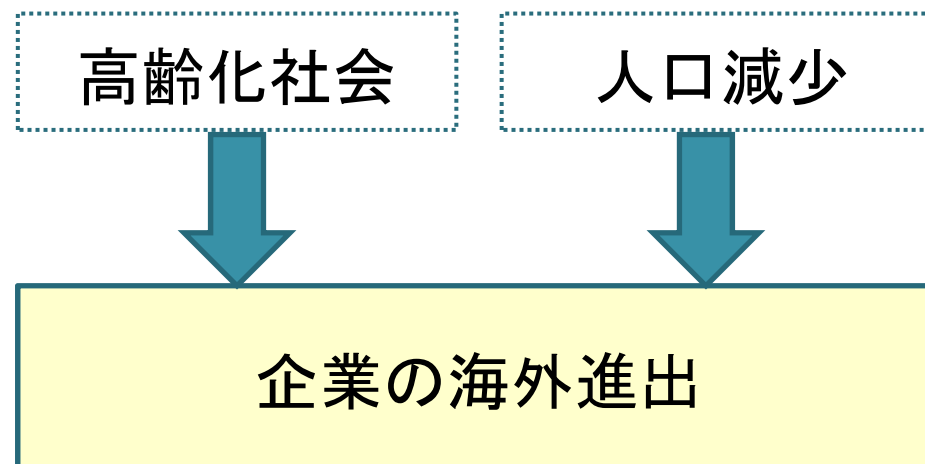
①知財窓口相談の活性化

知財弁護士の育成が不可欠！

②弁護士知財ネット地域会の活動の活性化

- ◆知財マネジメントスクールの開催（平成19年～）
- ◆個別の勉強会
- ◆海外進出支援ネットワーク構築事業の展開
- ◆福岡雇用労働相談センター（F E C C）の開設

8-2. 海外進出支援ネットワーク 構築事業の展開



- ☞ 海外への販路拡大
- ☞ 知財戦略の確立
- ☞ 海外専門家とのネットワークの強化

8-3. 福岡雇用労働相談センター (F E C C) の開設

平成26年11月に開設

- ★「経済特区」として、海外からの投資を呼び込む
- ★会社の設立段階から知財の重要性を伝えることが可能
- ★雇用労働相談センターへの相談員として活動することにより、創業者支援を行う

9. まとめ

特許訴訟の管轄集中



活性化の努力にもかかわらず、
地方の知財弁護士は未成熟



地方の中小企業における
知財アクセスが阻害される



知財立国を実現できず